

宝塚市告示第 40 号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託について

動物の死体等の収集・搬送等業務委託に係る一般廃棄物処理手数料の収納を下記の者に委託したので、地方自治法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

宝塚市長 森 臨太郎

記

- 1 委託事務 動物の死体等の収集・搬送等業務委託に係る一般廃棄物処理手数料の
収納事務

- 2 委託者住所 宝塚市高司 5 丁目 1 番 4 4 号
氏名 株式会社エパークリーン 代表取締役 明田 陽子

- 3 委託期間 自 令和 8 年 4 月 1 日
至 令和 10 年 9 月 30 日